

# 新庁舎建設

# どこまで増える事業費？1,000 億円規模？

## 市長答弁「事業費が増加することが想定される」

物価高騰の影響で、他都市では事業費が1.5~1.8倍

全国どこでも物価高騰で庁舎整備の事業費が増えています。

庁舎特別委員会で視察した東京都葛飾区は、2030年竣工予定で、資金計画時(2023年3月)282億円が2025年8月に358億円へと2年半で76億円も増

えて、1.3倍です。

東京都府中市は、基本計画時128億円が工事中の現在223.5億円へと1.8倍に増えています。しかも、建設工事契約後も物価スライド条項で事業費はさらに増える見通しです。

**「+α」の付いた事業費は、全国どこにもない  
「616億円+α」でなく、きちんと事業費を示すべき**

熊本市は、「今後、建設事業費に変動の可能性がある」として、基本構想の概算事業費に「+α」をつけています。上野みえこ議員の一般質問で市長は、事業費に「+α」を付けている自治体が全国どこにもないことを

認めました。

東京都葛飾区は、物価変動率を考慮した今後の事業費増加分50億円まで明確に示しており、熊本市も「+α」であいまいにせず、事業費の増加見通しを数值で示すべきです。

事業費「1,000億円」否定せず、庁舎建替優先の市長

「他都市のように事業費が増えれば、事業費『616億円』は1,000億円もしくはそれ以上になりますか、そうならないと言えますか」の問い合わせに、市長は「現時点では答えられない。労務単価が上昇傾向にあるので、事業費が増加することが想定

される」と答弁しました。

1,000億円を否定するどころか、「事業費が増加する」と明言した市長の答弁は重大です。

市民が物価高騰に苦しんでいるとき、市民生活応援より、市庁舎移転建替えを優先する市長の姿勢は厳しく問われます。

【控室から】  
止まらない「物価高」の年末

上野 みえこ

十二月の年金支給日、年金組合主催で行われた「年金制度拡充を求める街頭署名行動」に参加しました。クリスマスにディスプレイされた街は賑やかです。わざわざいい風休みにもかかわらず、「物価上昇を上回る年金引上げを」「若い人も、高齢者も、まともに暮らせらせる年金に」との呼びかけに、何人の方が足を止めて署名されていきました。すべての人の暮らしにかかる年金の充実は切実なだけ、そして拡充を求める運動の大切さも、再認識しました。止まらない物価高の中で迎えた師走。多くの市民が、日々のやりくりに苦労し、節約の毎日です。新規には、市が物価高騰対策として実施する、買わないといふプレミアム商品券の発行に対し、「私たちに直接届く支援を」の声が掲載されました。物価高騰対策というならば、生活に困窮する低所得世帯や中小零細事業者に直接届く支援を、真っ先に実施すべきです。それこそ、政治の役割です。すべての市民が、安心して暮らせる、幸せい年越しができる、そんな熊本市であつてほしいと願つて、十二月議会での議論を行いました。

日本共産党  
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
発行:日本共産党熊本市議団 HP: 共産党 熊本市議団

NO. 1438  
2025年12月21日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047



検索



上野みえこ  
(中央区)



いせり栄次  
(東区)

# 市民2万人の署名に応えて地下水保全で市は責任を果たせ 枯渇・汚染防止求め「地下水保全条例」改正へ市民団体が提案



12月1日、「地下水を守る熊本の会」は、熊本市地下水保全条例の改正を求めて、熊本市に申し入れを行い、日本共産党熊本市議団からも参加しました。熊本市からは、田中副市長が対応しました。

「熊本市地下水保全条例」の改正とそれに基づく有効な地下水保全策の具体化と実行が切に求められており、以下の点で早急な改正を要請しました。

## 地下水保全条例改正、市民の意見を反映させて

### ◆地下水位保全に市民が提案・意見等を表す場を設ける

①現行では、市民は主体性のない「責務を負う」規定になっています。「市民共有の財産」である「公水」の主体者・所有者である市民は、「責務」だけでなく「権利」を有するとの規定を設けるべき。

②「熊本市市民参画と協働の推進条例」の規定の準用を。

- ・【参画】施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加する

- ・【協働】同じ目的のために、それぞれ対等な立場に立ち、役割と責任を担い協力すること。

### 水俣病の教訓に学び「予防原則」の立場で条例の改正を

#### ◆PFAS の濃度を低減、解消させるための広域的取組みを進めること

地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、PFAS の濃度低減、解消を図るために、市民、事業者、農業関係団体及び関係行政機関と連携して、窒素化合物の土壌への過剰な浸透の抑制に取り組むものとすること。

#### ◆水俣病の教訓に学び、予防原則に立って有害物質、PFAS の規制の明記を

現行では、有害物質である PFAS の規制が何もありません。水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、予防原則に立って汚染原因の除去その他必要な措置をとるよう命じることができるとすることを明記すること。

### 大規模採取者は、「許可」制へ

大規模採取者は、規則で定めるところにより節水計画を作成し、市長に提出するとともに、許可をえなければならない、との改正を行うこと。

「熊本県地下水保全条例」は、「届け出」では有効性が低く2012年改正で「許可」としています。

熊本市でも「許可」制に改正が必要です。

